

# 県道ふじみ野朝霞線 (都市計画道路水子鶴馬通線)

## 説明会

令和3年10月27日・11月2日

埼玉県川越県土整備事務所

# 本日の説明内容

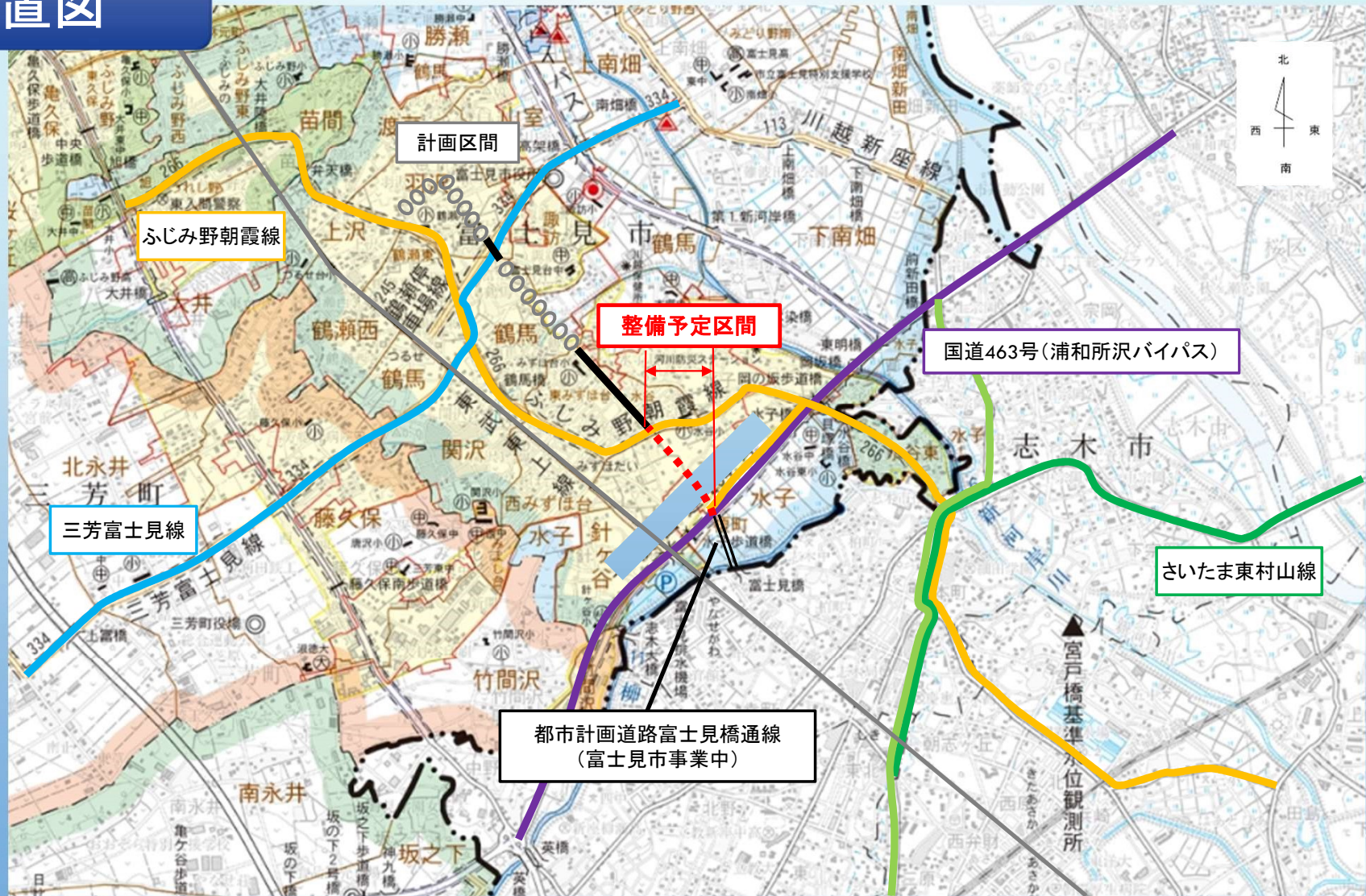
---

- 1 道路整備計画の概要
- 2 用地測量の概要
- 3 公共用地取得の流れ

# 1 道路整備計画の概要



# 位置図





## 県道ふじみ野朝霞線 (現道)の状況



県道ふじみ野朝霞線  
渋滞状況



県道ふじみ野朝霞線  
歩道未整備状況

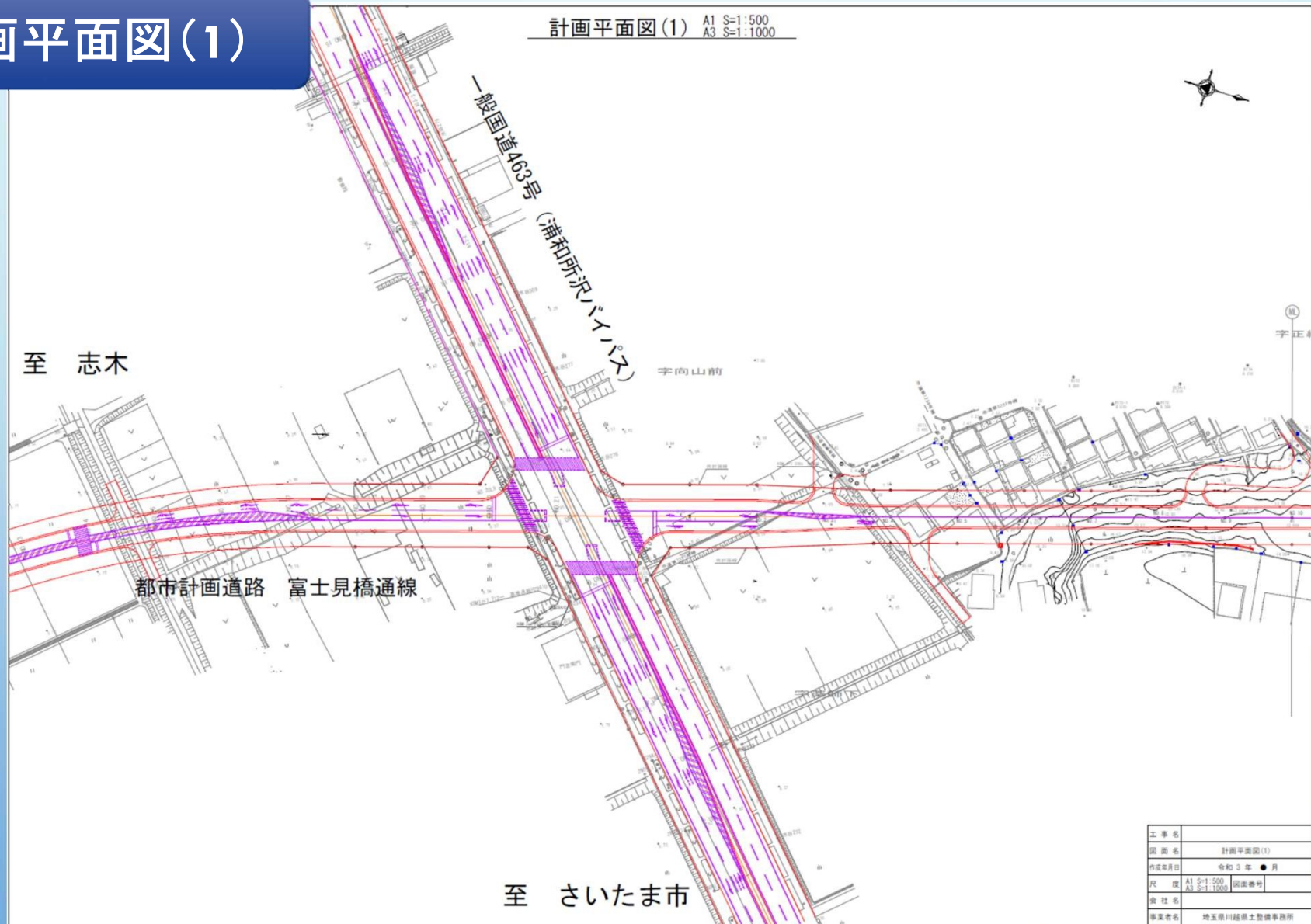


位置図  
(航空写真・令和元年)



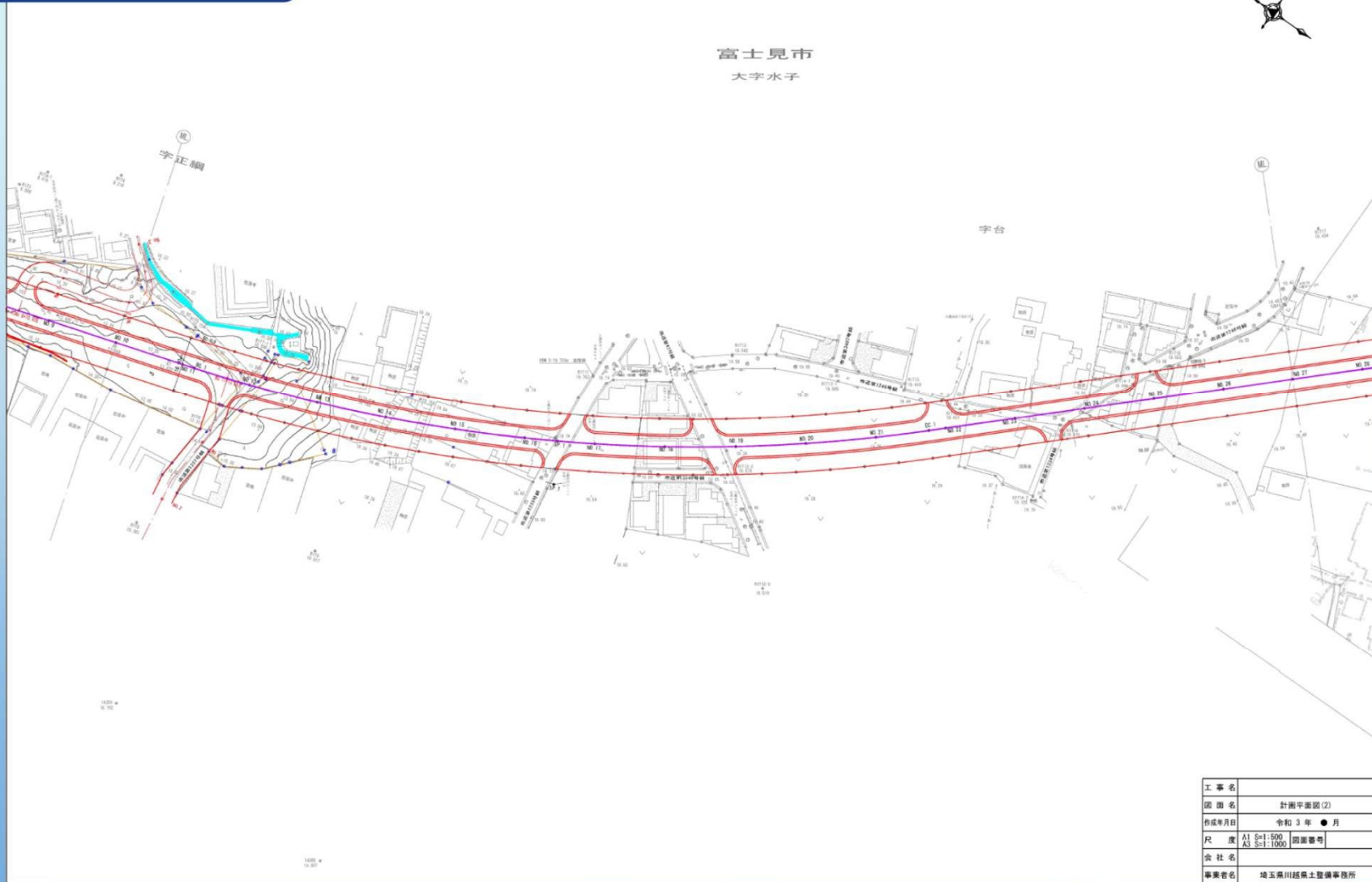


# 計画平面図(1)



# 計画平面図(2)

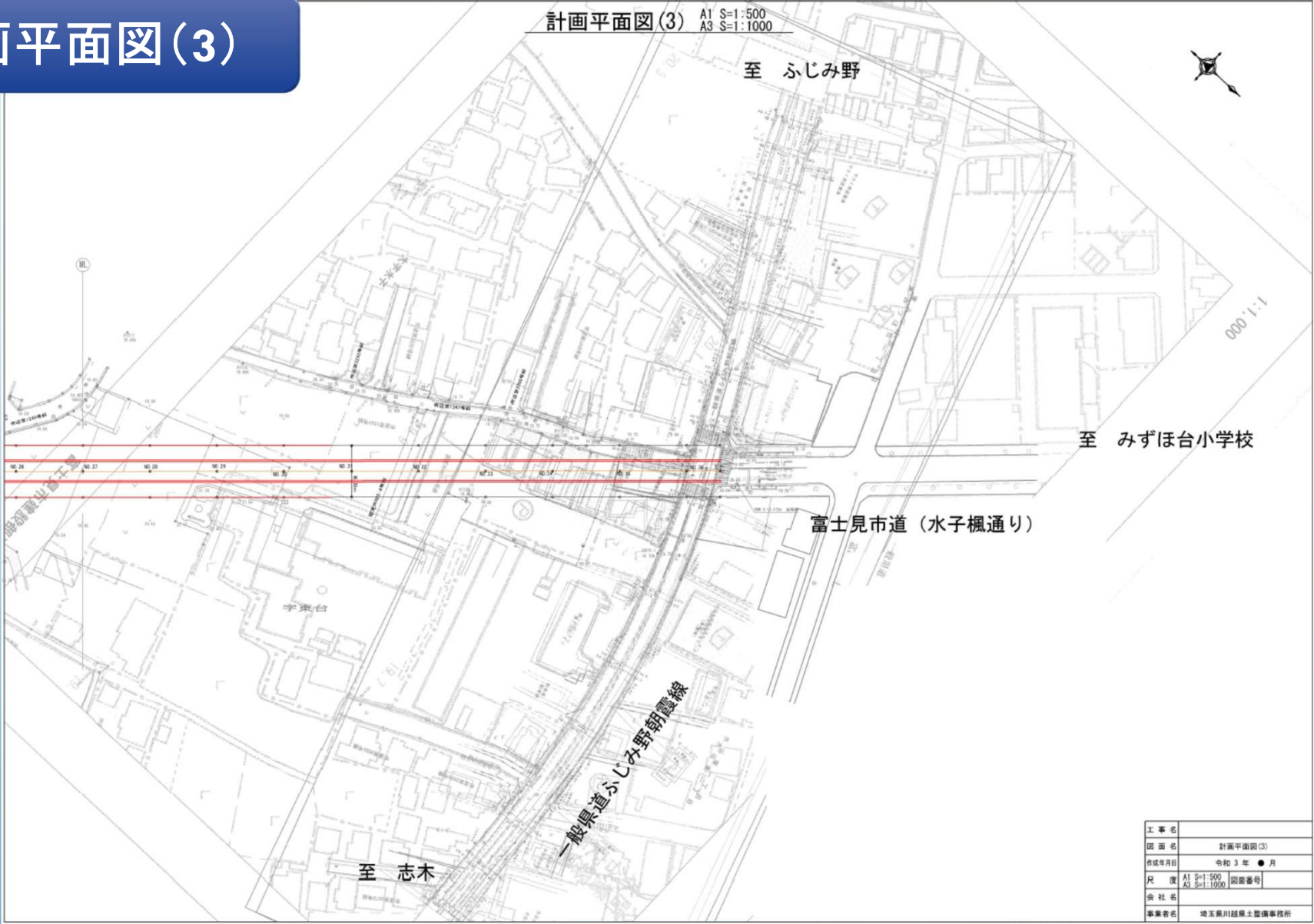
計画平面図(2) A1 S=1:500  
A3 S=1:1000



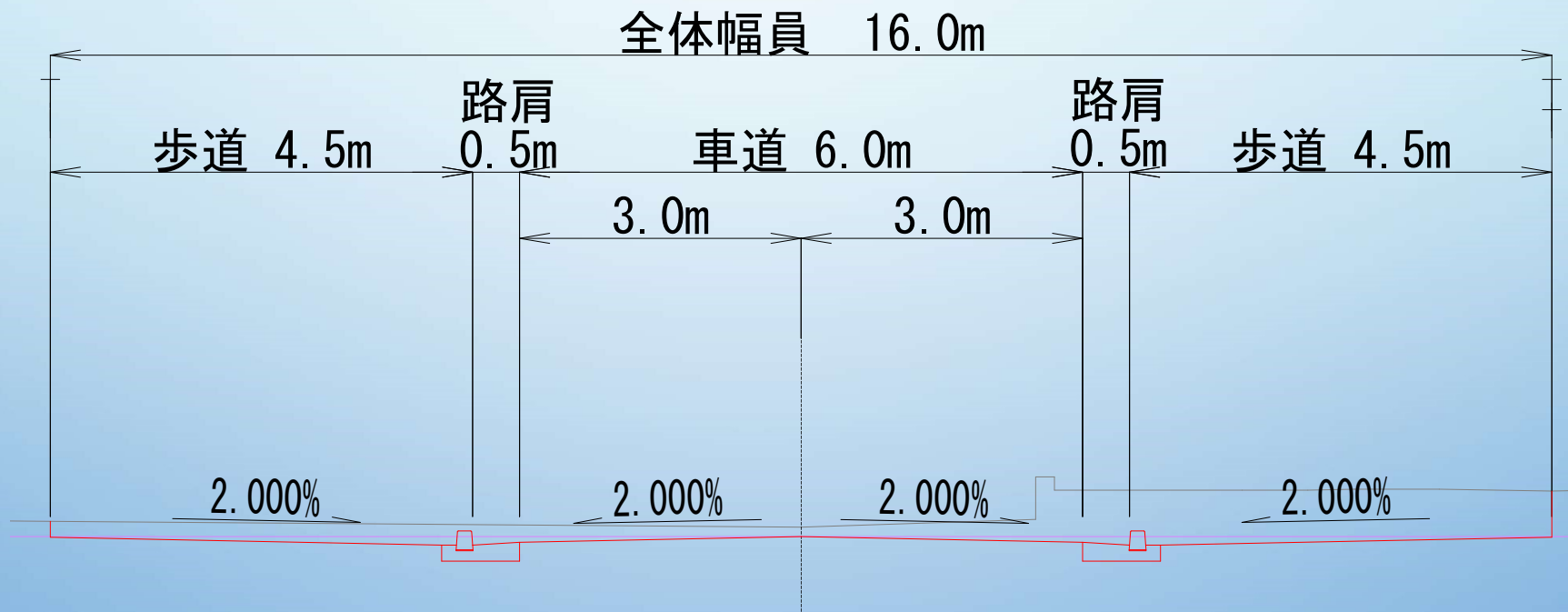
工事名	
図面名	計画平面図(2)
作成年月日	令和3年●月
尺度	A1 S=1:500 図面番号
会社名	
事業者名	埼玉南川越泉土整備事務所



計画平面図(3)

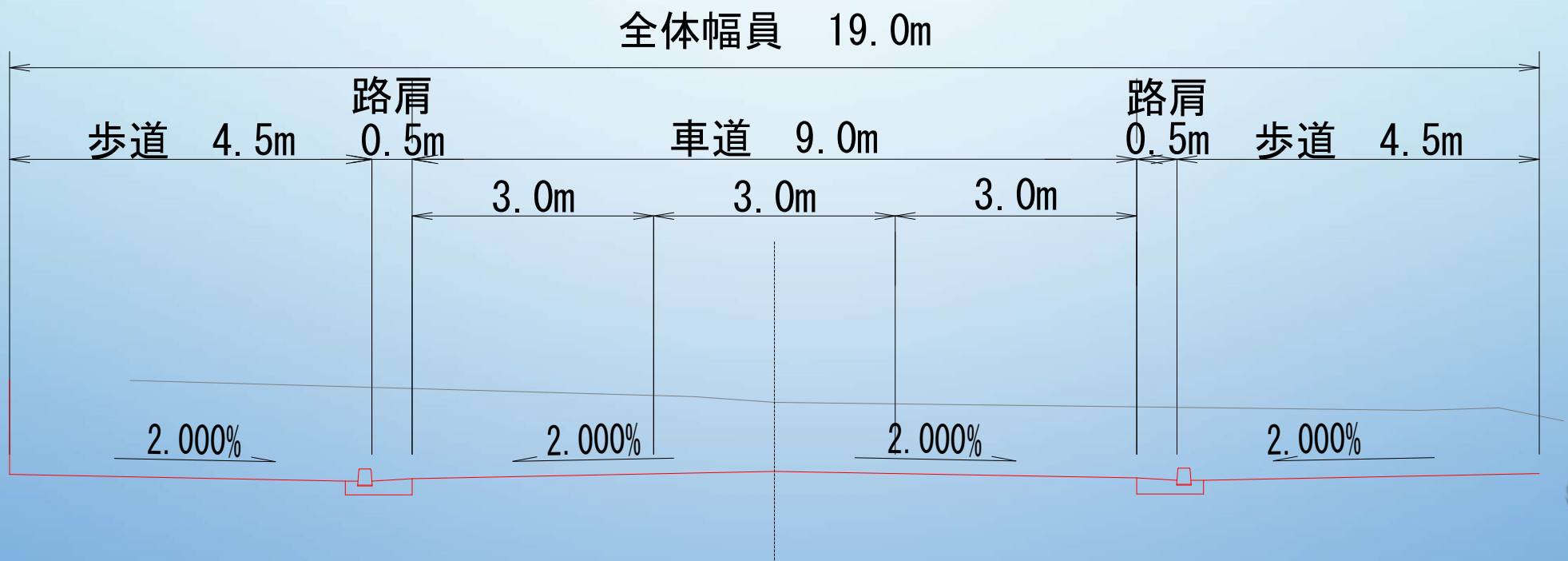


# 標準横断図





# 交差点部横断図



## 2 用地測量の概要



## 用地測量の目的

○ 用地測量とは、道路を整備するために必要となる土地・区画について、周辺の土地との境界及び土地・区画全体の面積を確認し、道路用地として取得させていただく土地の面積を求めることを目的とするものです。

### 【御注意いただきたい事項】

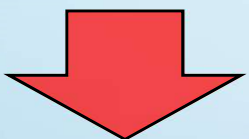
○ 今回の案内配布は、図面から用地測量の対象になるとと思われる皆様を抽出し、配布させていただきました。このため、資料を配布させていただいた皆様全員が用地測量や用地買収の対象に必ずしもなるというわけではございません。御了承ください。

なお、用地測量の対象になる方には、御案内の文書を順次配布させていただきます。

○ 境界を確認したのち、対象となる皆様(計画道路内に土地や建物をお持ちの方)と土地の取得や家屋移転などについて、個別に御相談させていただきます。

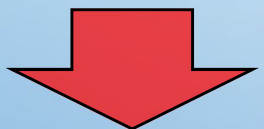
## 用地測量の流れ

### 1. 境界を確認するための事前調査



- 土地の境界を確認するために必要な公図や土地登記簿等を登記所などから資料を収集します。
- 皆さま方の敷地内で、既存の境界を示す杭やプレートなどを確認させていただきます。

### 2. 境界を確認するための現地立会



- 現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認します。
  - 私有地と私有地との境界を確認します。
- ※ 現地で境界を確認するための立会をお願いします。

### 3. 道路用地として取得させていただく土地面積の確定

- 現地の状況や必要に応じて、境界を示す杭やプレートの設置をさせていただきます。



## 事前調査(①現況測量)

### ・内容

現況測量は、建物の位置や、周辺道路の形状等の測量を行い、その結果を表した「現況平面図」を作成し、皆さまの土地や建物と道路整備計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

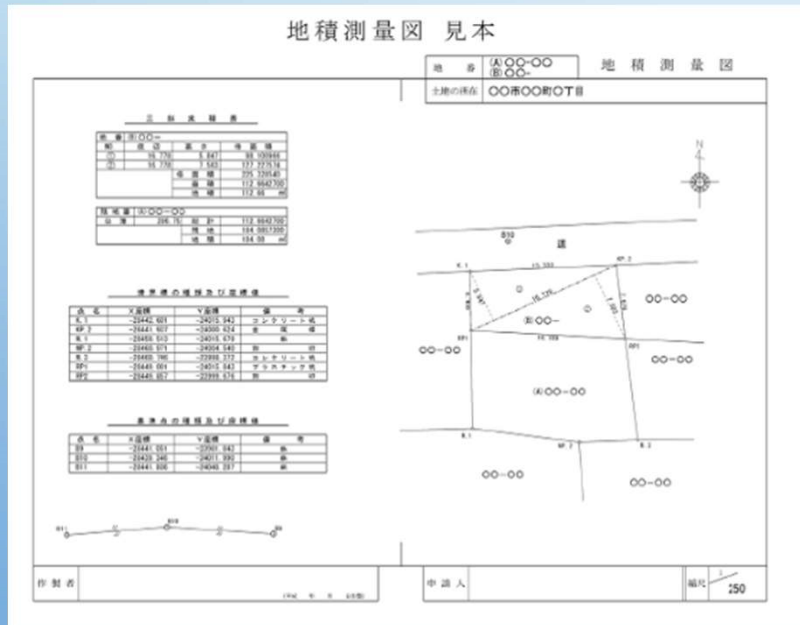


# 事前調査(②境界の復元)

## ・内容

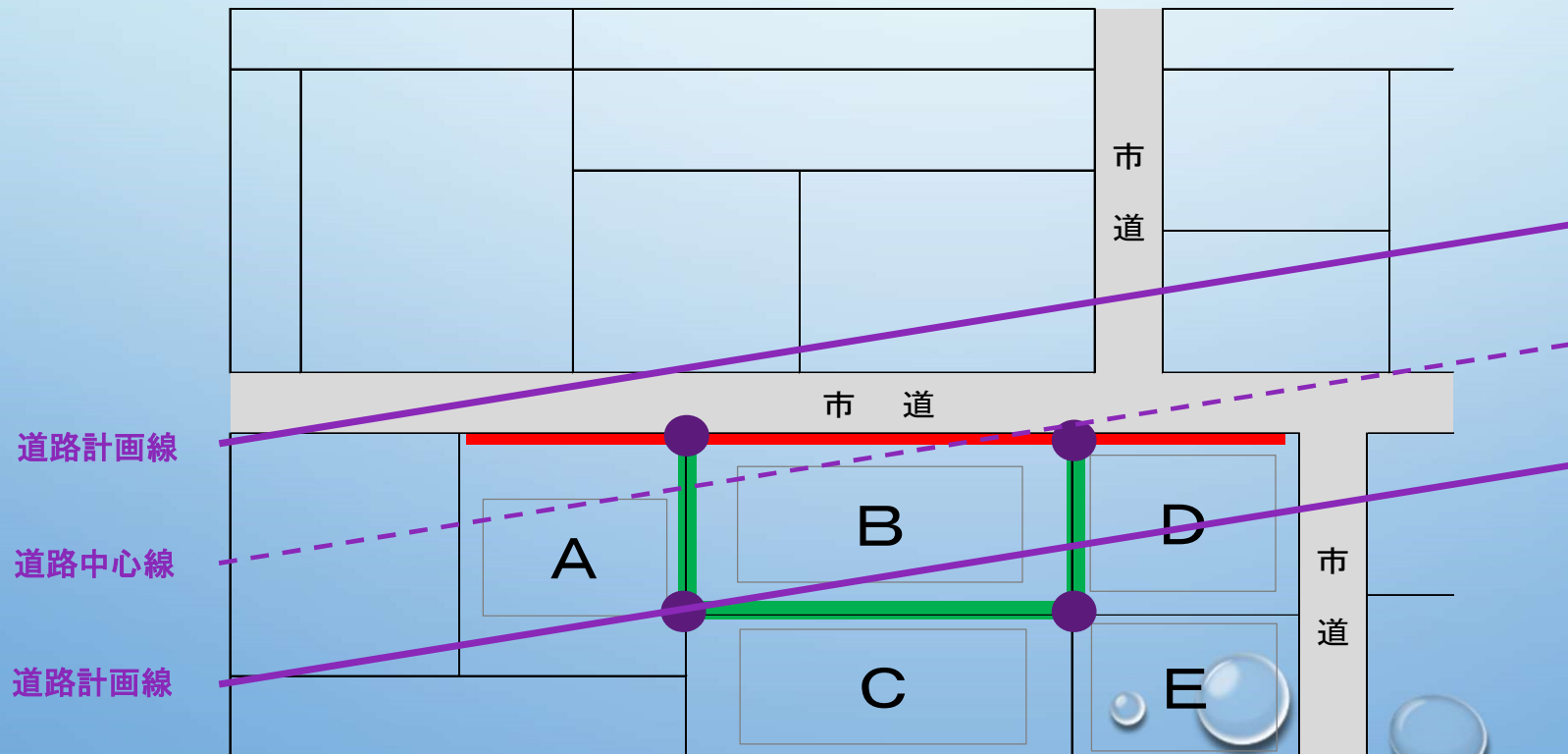
境界の復元は、公図や地積測量図などをもとに、『道路と民地』『民地と民地』の境界を現地に復元することを目的としています。

復元したポイントには、仮杭などでマーキングを行います。



## 現地立会

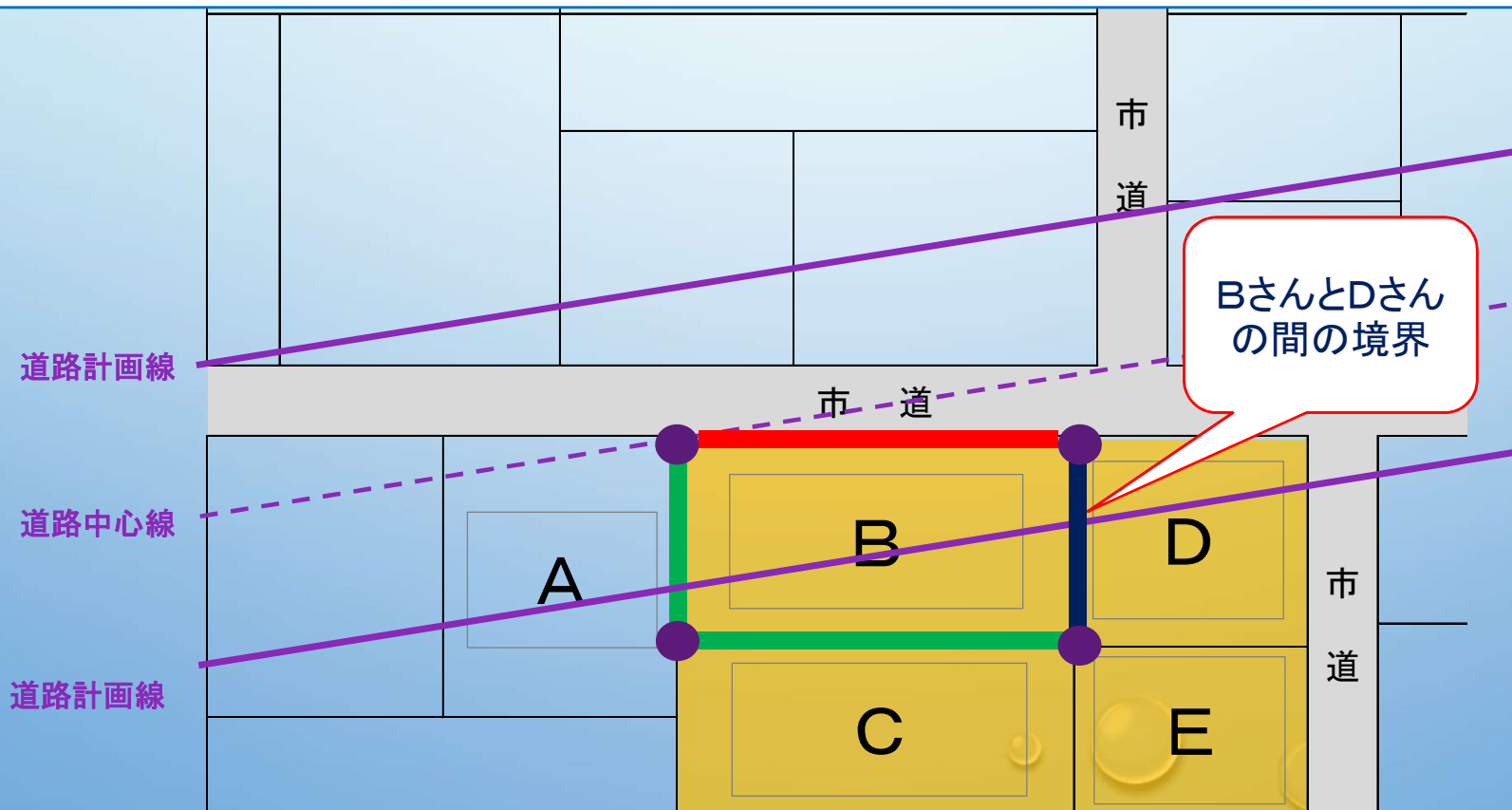
- 公共用地と私有地の境界確認、私有地と私有地の境界確認を行います。
- 図のオレンジ線が、道路の計画線です。
- 図の赤色の線が、道路等の公共用地と私有地の境界を確認する箇所です。
- 図の緑色の線が、私有地と私有地の境界を確認する箇所です。





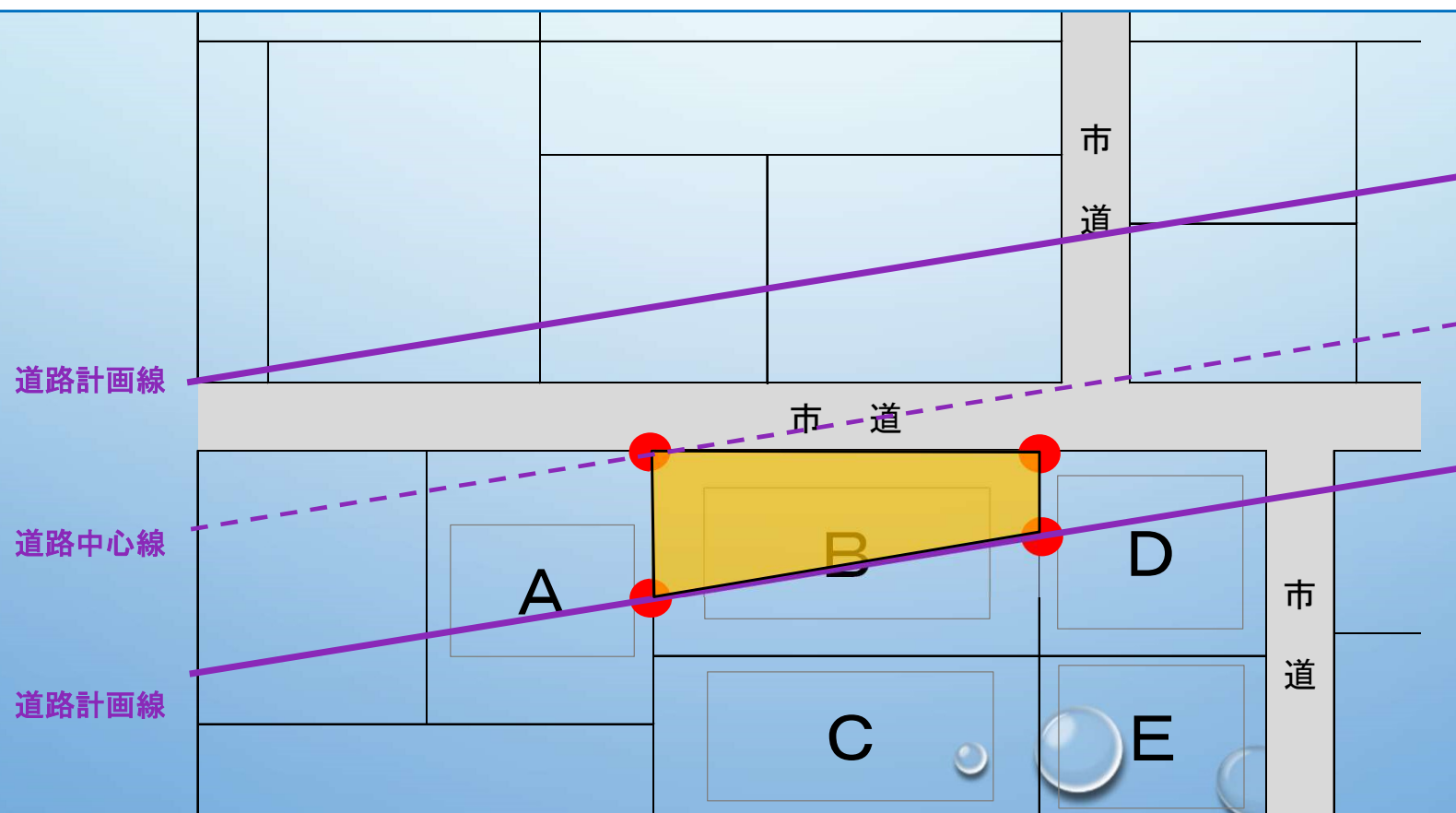
## 現地立会②

- ② 境界確認では、その境界の全ての関係者の立会が必要になります。
- ・紺色の線で示した、BさんとDさんの間の境界を確認する際には、  
Bさん、Cさん、Dさん、Eさん及び富士見市(市道管理者)との立会が必要になります。



## 土地面積の確定

- 現地立会にて、Bさんの私有地の全ての境界が確定できた段階で、道路用地として取得させていただく土地面積の確定を行います。



# 用地測量の御案内について

- ・ 境界立会の実施日については、境界の復元後、改めて『立会いのお願い』を郵送させていただきます。
- ・ 『委任状』により、対象者ご本人に代わって代理の方による境界確認も可能です。
- ・ 『立会証明書』も併せてお送りしますので、事前に記入し、立会い時に持参願います。

## 立会いのお願い

用 意 票 ○○○社  
令和3年10月 日

●●●様

埼玉県越谷市惣業事務所  
（ご住所）

越谷ふじの野野庭南 用地測量に伴う土地境界確認の立会いについて（依頼）

貴の建設行為につきましては、日頃弊社の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、埼玉県越谷市域内の測量につきましては、皆様のお協力をいただきまして、境界線の調査をおこなうことができました。  
つきましては、測量化の上ご確認にお願いですが、下記のとおり費用にて、土地境界確認の立会いを付いた立会いにお願い申し上げます。  
なお、貴社代理の方に立会いを委任される場合は、同様の委任状に記入解除をして、代理人の方を持参していただくようお願いいたします。また、調整会がつかない場合は、測量立会日時を個別にご調整させていただきますので、お手数ですが、あらかじめ上記の調整会まで御調整のほどをお願いいたします。

記

- 立 会 日：令和3年11月 日（） 午時～午後 時 分頃
- 立 会 の 所 在：埼玉県越谷市●●●
- 立 会 地 番：第○番地内第○番地
- 持参していただくもの
  - ① この依頼書
  - ② 本人確認のための身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
  - ③ 印鑑（境界について御確認いただいた時の捺印のため）
  - ④ 電算についての事項説明書（お持ちでない方はお持ち下さい）
  - ⑤ 代理の方が立会を行う場合は、委任状と代理の方の捺印【別紙-1】
  - ⑥ 立会証明書【別紙-2】
  - ⑦ 測量金振替用印（御確認のための書類（納帳、キャッシュカード又はお預け口座の印等））
- 商 業 実 務：三協測量設計株式会社 担当：○○
- 電 話：049-259-1911
- お問い合わせ先：埼玉県越谷市惣業事務所 測量科 岡本 隆太郎 様  
住 居 街 区：埼玉県越谷市越谷2-1-3-6  
電 話：049-243-2935
- その他 立会いいただいた方には、弊社の履歴に基づき、測量金をお支払いいたします。

## 委任状

記 入 例

委 任 状

委任者：越谷市越谷2-1-3-6  
住所：越谷市越谷2-1-3-6  
代理人：氏名 姓 電 子

私は、上記の者を代理人と定め、下記の土地に対する所有権及び所有権以外の権利のおよぶ境界線の立会いに関する一切の権限を委任します。

土地の表示

合和○○年○○月○○日

任 務：○○○100  
氏 名：姓 電 子

委任状には、あなたと境界立会いを委任される方の住所、氏名を記載し、あなたの現住所、氏名、境界立会いを委任する土地の地番を記入し押印してください。  
土地所有者の配偶者、同居の親族等が立ち会う場合でもこの委任状が必要となります。  
個人所有の土地で代表権を持たない方（社員等）が立ち会う場合でもこの委任状が必要となります。  
この委任状は、代理人の方にお渡ししていただき、立会いの当日提出してください。

## 立会証明書

記 入 例

立会証明書

- 調査測量立会日 令和 年 月 日
- 調査測量場所 一般街道 ふじの野野庭南
- 調査測量の内容 用地測量に係る境界確認

貴社建設行為の完了後には、この立会証明書（住所、氏名、印字等）、電話帳等、郵送でお送りいたします。郵送の場合の御届先とさせていただきます。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

上記のとおり立会いました。

立会人 任 務：○○○100  
フリガナ： 姓 電 子  
氏 名： 姓 電 子  
電話番号： 049-259-1911

※ 立会いいただいた方には、弊社の履歴に基づき測量金をお支払いします。立会いに出席された方の名義の口座に振ります。銀行・信用金庫・農業協同組合の、いづれかを記入して下さい。この証明書は、立会い当日に持参して下さい。

上記の欄を日印に振替えてください。

振込人の方

振 込 先	信用金庫	〇〇	支 所
	農業協同組合		
当 座	No. XXXXXXX		

印字帳をお送りしますが、日頃測量サービス関係のため、測量印帳に御確認の書類（納帳、キャッシュカード又はお預け口座の印等）を御届先にお送りください。測量は測量印帳の記載内容に基づいておこなわれます。



## 測量実施にあたり

- 測量は、エリアを分けて三協測量設計(株)と(株)埼玉中央が実施します。
- 測量従事者は、必ず身分証明書を携帯し測量を実施します。

表

川整第 782 号

**身分証明書**

受注者 住 所 埼玉県入間郡三芳町大字北永井391番地3  
会 社 名 三協測量設計株式会社  
職名及び氏名 ○ ○ ○ ○

上記の者は、埼玉県標準委託契約約款/埼玉県土木設計業務等標準委託契約約款に基づき、調査業務等/設計業務等を行う者であることを証明する。

有効期間 平成 29 年 7 月 19 日 から  
平成 29 年 12 月 28 日 まで

発 効 日 平成 29 年 7 月 19 日 から

発 行 者 住 所 埼玉県川越市旭町2-13-6  
埼玉県川越県土整備事務所長 印

公印

裏

- 1 本書は、公印、日付けのないものは無効とする。
- 2 有効期間を経過したとき、または委託契約が解除されたとき等不要となった場合は、速やかに発行者に返却すること。
- 3 職名、氏名に変更があったとき、または受託者の住所・名称に変更があったときは、速やかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は他人に貸与し、または譲渡してはならない。

- 現地測量に際し、現地立入りのお願い通知をお配りさせていただきます。
- 皆様の土地に立ち入りさせていただく場合は、必ず事前にお断りしてから、作業に入らせていただきます。(建物の中には、入りません)